

議案第 4 4 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の一部改正に伴い、個人番号の通知カードの再交付に関する手数料を廃止するほか、羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例、羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例及び羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例の制定に伴う改正その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

# 羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 1 の項を削り、同表の 2 の項中「法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)」に改め、同表の 2 の項を同表の 1 の項とする。

別表第 8 の 3 の項中「第 38 条の 4 第 23 項に規定する特定の民間再開発事業であることについての」を「第 38 条の 4 第 24 項の規定による」に改める。

別表第 14 から別表第 16 までを削り、別表第 17 を別表第 14 とし、別表第 18 を別表第 15 とし、別表第 19 を別表第 16 とし、別表附表 1 から別表附表 3 までを削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新				旧			
別表第4(第2条関係) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係				別表第4(第2条関係) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
				1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この表において「法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの再交付	1枚	500円
1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	省略		2	法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	省略	
別表第5～別表第7 省略				別表第5～別表第7 省略			
別表第8(第2条関係) 租税特別措置法関係				別表第8(第2条関係) 租税特別措置法関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1・2	省略			1・2	省略		
3	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下この表において「令」という。)第20条の2第14項又は第38条の4第24項の規定による認定の申請に対する審査	1件	31,000円	3	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下この表において「令」という。)第20条の2第14項又は第38条の4第23項に規定する特定の民間再開発事業であることについての認定の申請に対する審査	1件	31,000円
4～6	省略			4～6	省略		
別表第9～別表第13 省略				別表第9～別表第13 省略			
別表第14(第2条関係) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係				別表第14(第2条関係) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1	長期優良住宅の普及の品質合計が200が適用さ	1件	9,500円	1	長期優良住宅の普及の品質合計が200が適用さ	1件	9,500円

	及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請(以下この項において「認定の申請」という。)に対する審査	確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合しているものと認められた住宅に係るもの	平方メートル以下のも	れる住宅増改築基準が適用される住宅	1件	13,200円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1件	17,400円	
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	1件	24,600円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1件	30,100円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	1件	42,500円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1件	47,900円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	1件	63,600円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1件	89,200円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1件	89,200円	

				合計が 3,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以下のも の	が適用さ れる住宅		
				床面積の 合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メート ル以下の もの	増改築基 準が適用 される住 宅	1件	117,900円
				床面積の 合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メート ル以下の もの	新築基準 が適用さ れる住宅	1件	155,300円
				床面積の 合計が 10,000平 方メート ルを超え るもの	増改築基 準が適用 される住 宅	1件	203,400円
				床面積の 合計が 10,000平 方メート ルを超え るもの	新築基準 が適用さ れる住宅	1件	269,700円
				床面積の 合計が200 平方メー トル以下 のもの	増改築基 準が適用 される住 宅	1件	343,100円
			イ 住宅 の品質 確保の 促進等 に關す る法律 第6条第	床面積の 合計が200 平方メー トル以下 のもの	新築基準 が適用さ れる住宅	1件	22,200円
				床面積の 合計が200 平方メー トル以下 のもの	新築基準 が適用さ れる住宅	1件	35,200円

				<u>1項に規定する設計住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。)</u> <u>が交付された一戸建ての住宅に係るもの</u>	<u>平方メートルを超えるもの</u>	<u>れる住宅</u>		
				<u>ウ 住宅の品質確保の</u>	<u>床面積の合計が500平方メートル</u>	<u>新築基準が適用される住宅</u>	<u>1件</u>	<u>67,300円</u>

				促進等 に関する法律 第6条第1項に規定する 設計住宅性能 評価書 (同法第5条第1項に規定する 住宅性能評価 に係る部分に ついて法第6条 第1項第1号に掲 げる基準に適 合するものに 限る。)が交付 された共同住 宅等に 係るも	トル以下 のもの 床面積の 合計が500 平方メー トルを超 え1,000 平方メー トル以下 のもの 床面積の 合計が 1,000平方 メートル を超え 3,000平方 メートル 以下のも の 床面積の 合計が 3,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以下のも の 床面積の 合計が 5,000平方	新築基準 が適用さ れる住宅 新築基準 が適用さ れる住宅 新築基準 が適用さ れる住宅 新築基準 が適用さ れる住宅	1件 1件 1件 1件	107,900円 205,200円 353,300円 550,300円
--	--	--	--	---	--	--	----------------------	--



					の	メートル を超え 10,000平 方メー トル以 下の もの			
						床面積の 合計が 10,000平 方メー トルを 超える もの	新築基準 が適用さ れる住宅	1件	1,007,400円
				エ	その 他の住 宅に係 るもの	床面積の 合計が200 平方メー トル以下 のもの	新築基準 が適用さ れる住宅	1件	68,800円
							増改築基 準が適用 される住 宅	1件	106,700円
						床面積の 合計が200 平方メー トルを 超え500平 方メー トル以 下の もの	新築基準 が適用さ れる住宅	1件	122,400円
							増改築基 準が適用 される住 宅	1件	190,000円
						床面積の 合計が500 平方メー トルを 超	新築基準 が適用さ れる住宅	1件	195,900円
							増改築基	1件	303,600円

				え 1,000平方メートル以下のもの	準が適用される住宅		
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1件	388,500円
				床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	1件	599,800円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1件	696,500円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え以下のもの	増改築基準が適用される住宅	1件	1,074,100円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え以下のもの	新築基準が適用される住宅	1件	1,199,300円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え以下のもの	増改築基準が適用される住宅	1件	1,847,100円

			床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	1件	2,223,500円
				増改築基準が適用される住宅	1件	3,419,400円
	2	法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査	附表1の左欄及び中欄に掲げる事務		1件	同表の右欄に定める金額
	3	法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するものに限る。)(当該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事から委任を受けた構造計算適合性判定機関(当該機関が無い場合には大阪府知事)が同法第6条の3第1項に規定す	附表2の左欄及び中欄に掲げる事務		1件	同表の右欄に定める金額

					る構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書又はその写しの提出がない場合に限る。)に対する審査			
	4	法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)に対する審査	附表3の左欄及び中欄に掲げる事務	1件			同表の右欄に定める金額	
	5	法第8条第1項の規定による変更の認定(以下この項において「変更の認定」という。)の申請に対する審査	ア 住宅新築基準の品質が適用される住宅	1件		1,600円		
ア 住宅新築基準の品質が適用される住宅			1件		2,300円			
			増改築基準が適用される住宅					
			促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関					

により  
法第6  
条第1  
項各号  
(第3号  
を除  
く。)に  
掲げる  
基準に  
適合し  
ている  
と認め  
られた  
住宅に  
係るも  
の

イ 住宅  
の品質  
確保の  
促進等  
に関する  
法律第  
6条第  
1項に  
規定す  
る設計  
住宅性  
能評価  
書(当該  
変更の  
認定

新築基準  
が適用さ  
れる住宅

1件

5,500円

				に係る もので、 同法第5 条第1 項に規 定する 住宅性 能評価 に係る 部分に ついて 法第6 条第1 項第1 号に掲 げる基 準に適 合する ものに 限る。) が交付 された 住宅に 係るも の			
			ウ その 他	新築基準 が適用さ れる住宅	1件	12,000円。ただ し、法第5条第 4項第4号から 第6号までに掲 げる事項のみの 変更の場合につ	

					いては、2,200円。
			増改築基準が適用される住宅	1件	18,600円。ただし、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合については、2,200円。
6	法第9条第1項の規定による申請に対する審査			1件	1,500円
7	法第10条の承認			1件	1,500円
8	法第5条第1項から第3項までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明			1通	2,000円
備考					
1 この表の1の項中の用語の意義は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)によるものとする。					
2 備考1の規定にかかわらず、この表の1の項において、「床面積の合計」とは認定の申請に係る住宅の床面積の合計をいう。ただし、認定の申請に係る住宅が共同住宅等である場合については、当該住宅を含む建築物の床面積の合計とする。					
3 この表の1の項において、床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところによる。					
4 この表の1の項(イ欄は除く。)について、申請に係る住宅が共同住宅等である場合に限り、事務の欄に掲げる区分ごとに定める金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限					

る。)全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、同項のア欄にあっては算出した額が1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては2,000円)に満たない場合は、その手数料の額は1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては2,000円)、ウ欄にあっては算出した額が5,500円に満たない場合は、その手数料の額は5,500円、エ欄にあっては算出した額が12,000円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては18,300円)に満たない場合は、その手数料の額は12,000円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては18,300円)とする。

5 この表の3の項に定める金額は、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

6 この表の5の項ウ欄について、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更で申請に係る住宅が共同住宅等である場合に限り、2,200円を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。)全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、その額が100円に満たない場合は、その手数料の額は、100円とする。

別表第15(第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係

項	事務	単位	金額			
1	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において	認定等の申請に係る建築物(住宅(人の居住の用に	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認め	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円
		が非住宅建築物(住宅(人の居住の用に	能評価機関等が技術的基準に適合すると認め	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	30,700円
		の用に	め	床面積の合計が2,000平方メートル	1件	91,600円



	<p>「法」とい う。)第53 条第1項 の規定に よる認定 の申請又 は法第55 条第1項 の変更の 認定の申 請(変更の 認定の申 請をしよ うとする 低炭素建 築物新築 等計画(法 第53条第 1項に規定 する低炭 素建築物 新築等計 画をいう。 以下この 表におい て同じ。) の評価方 法(低炭素 建築物新 築等計画 又は認定</p>	<p>のみに 供する 建築物 (共用部 分を含 む。)以 下この 表にお いて同 じ。)以 外の用 途のみ に供す る建築 物をい う。以下 この表 におい て同 じ。)</p>	<p>たもの</p>	ル以上 5,000 平方 メートル未満のもの		
				床面積の合計が 5,000 平方メー トル以上10,000 平方 メートル未満のも の	1 件	144,900 円
				床面積の合計が 10,000 平方メー トル以上25,000 平方 メートル未満のも の	1 件	182,900 円
				床面積の合計が 25,000 平方メー トル以上50,000 平方 メートル未満のも の	1 件	228,600 円
				床面積の合計が 50,000 平方メー トル以上のもの	1 件	319,900 円
				認定等に 係る評価 方法がそ の他のも の	1 件	101,500 円
				床面積の合計が 300 平方メー トル未 満のもの	1 件	168,500 円
				床面積の合計が 300 平方メー トル以 上 2,000 平方メ ートル未 満のもの		
				床面積の合計が 2,000 平方メー トル未 満のもの	1 件	271,200 円

		<p>低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この表において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この表において同じ。)が当該低炭素建築物新築等</p>		ル以上 5,000 平方メートル未満のもの		
				床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	353,400 円
				床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	424,200 円
				床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	497,300 円
				床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	643,400 円
				床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	261,300 円
				床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	421,200 円
				床面積の合計が 2,000 平方メートル	1 件	600,000 円

		<p>計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査</p>			ル以上 5,000 平方メートル未満のもの		
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	738,500 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	872,400 円
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	994,900 円
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	1,240,000 円
					認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	1 件	5,600 円
					認定等に係る評価方法がその他のもの	1 件	41,400 円
					認定等に係る評価方法がその他のもの	1 件	46,000 円
					認定等に係る評価方法がその他のもの	1 件	46,000 円
					認定等に係る評価方法がその他のもの	1 件	46,000 円

					以上のもの		
認定等の申請に係る建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	23,200円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	51,400円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	91,800円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	147,700円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	223,500円
					床面積の合計が50,000平方メートル	1件	339,400円

					ル以上のもの		
				認定等に 係る評価 方法がそ の他のも の	床面積の合計が 300 平方メートル 未満のもの	1 件	81,000 円
					床面積の合計が 300 平方メートル 以上 2,000 平方メ ートル未満のもの	1 件	133,500 円
					床面積の合計が 2,000 平方メート ル以上 5,000 平方 メートル未満のも の	1 件	225,600 円
					床面積の合計が 5,000 平方メート ル以上 10,000 平方 メートル未満のも の	1 件	322,400 円
					床面積の合計が 10,000 平方メート ル以上 25,000 平方 メートル未満のも の	1 件	632,400 円
					床面積の合計が 25,000 平方メート ル以上 50,000 平方 メートル未満のも の	1 件	1,116,900 円
					床面積の合計が 50,000 平方メート	1 件	2,050,900 円

				ル以上のもの		
	2	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出に対する審査	附表1の左欄及び中欄に掲げる事務	1件	同表の右欄に定める金額	
	3	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するものに限る。)(当該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事から委任を受けた構造計算適合性判定機関(当該機関が無い場合には大阪府知事)が同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書又はその写しの提出がない場合に限る。)に対する審査	附表2の左欄及び中欄に掲げる事務	1件	同表の右欄に定める金額	
	4	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の2に規定す	附表3の左欄及び中欄に掲げる事務	1件	同表の右欄に定める金額	

				る昇降機に係る部分を含むものに限る。)に対する審査			
5	法第55条第1項の	変更の認定の申請に係る建築物が非住宅建築物	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	6,100円	
	変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合			変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	16,000円	
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	46,400円	
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	73,100円	
				変更の認定の申請に係る建築物の部	1件	92,100円	

		に係るもの を除く。)に 対する審査			分の床面積の合計 が10,000平方メ ートル以上25,000平 方メートル未満の もの				
					変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が25,000平方メ ートル以上50,000平 方メートル未満の もの	1件	114,900円		
					変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が50,000平方メ ートル以上のもの	1件	160,600円		
					変 更 の 認 定 に 係 る 評 価 方 法 が	モ デ ル 建 物 法 に よ る も の	変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が300平方メート ル未満のもの	1件	51,400円
						変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が300平方メート ル以上2,000平方 メートル未満のも の	1件	84,900円	
						変更の認定の申請	1件	136,200円	



					その他のももの	に係る建築物の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
						変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	177,300円
						変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	212,700円
						変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	249,200円
						変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が50,000平方メー	1件	322,300円

						トル以上のもの			
						その 他の もの	変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が 300 平方メー トル未満のもの	1 件	131,300 円
							変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が 300 平方メー トル以上 2,000 平方 メートル未満のも の	1 件	211,200 円
							変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平 方メートル未満の もの	1 件	300,600 円
							変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平 方メートル未満の もの	1 件	369,800 円
							変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計	1 件	436,800 円

					が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	498,100円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	620,600円
				変更の認定の申請に係る建築物が	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	1件	3,400円
				一戸建ての住宅	変更の認定に係る評価方法がその他のもの	1件	21,300円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件	23,600円

			変更の認定の申請に係る建築物が共同住宅等	変更の認定に係る申請に評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	6,100円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	12,200円	
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	26,300円	
				変更の認定の申請に係る部分変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	46,600円	
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	1件	74,600円	

					が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	112,900円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	171,300円
				変更の認定に係る評価方法がその他のもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	41,100円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	67,400円
					変更の認定の申請に係る建築物の部	1件	113,500円

					分の床面積の合計 が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平 方メートル未満の もの		
					変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平 方メートル未満の もの	1 件	161,900 円
					変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平 方メートル未満の もの	1 件	317,000 円
					変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が 25,000 平方メー トル以上 50,000 平 方メートル未満の もの	1 件	559,600 円
					変更の認定の申請 に係る建築物の部 分の床面積の合計 が 50,000 平方メー トル以上のもの	1 件	1,027,100 円

				認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	1,027,100円
6	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下この表において「規則」という。)第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この表にお	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	1件	91,600円	
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	144,900円	
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	182,900円	
			書面の交付を受けようとする建築物	1件	228,600円	

		いて同じ。)に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)に対する審査	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法がその他のもの	モデル建築物法によるもの	の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	319,900円
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	1件	271,200円
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	353,400円
					書面の交付を受け	1件	424,200円



					ようとする建築物 の住宅以外の用途 に供する部分の床 面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の		
					書面の交付を受け ようとする建築物 の住宅以外の用途 に供する部分の床 面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	1件	497,300円
					書面の交付を受け ようとする建築物 の住宅以外の用途 に供する部分の床 面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1件	643,400円
				その他のもの	書面の交付を受け ようとする建築物 の住宅以外の用途 に供する部分の床 面積の合計が 5,000平方メー トル未満のもの	1件	600,000円

					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	738,500円
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	872,400円
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	994,900円
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床	1件	1,240,000円

				面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの		
7	規則第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更)	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	1件	46,400円	
	に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)に対する審査		書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	73,100円	
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	92,100円	
			書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途	1件	114,900円	

					に供する部分の床面積合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの		
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	160,600 円
				書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法がその他のもの	モデル建築物法によるもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル未満のもの	1 件 136,200 円
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	177,300 円
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途	1 件	212,700 円

					に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	249,200円
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	322,300円
				その他のもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	1件	300,600円
					書面の交付を受けようとする建築物	1件	369,800円



			ル以上のもの		
8	法第 54 条第 1 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の認定を受けたことを証する書面の交付			1 通	2,000 円

備考

- 1 この表の 1 の項において「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第 55 条第 1 項の変更の認定(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 この表の 1 の項及び 5 の項から 7 の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
  - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)
  - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。)
  - (3) 複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この表において同じ。)に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
- 3 この表の 1 の項及び 5 の項から 7 の項までにおいて「モデル建物法」とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号) I の第 1 の 1-2 ただし書及び 2-1 ただし書又は第 3 の 2-1 ただし書に基づき羽曳野市が認める

認定の基準により評価したものをいう。

- 4 この表の1の項及び5の項から7の項までにおいて、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。
- 5 この表の1の項及び5の項から7の項までにおいて、申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、同項の非住宅建築物の金額の欄に定める金額に、同項の一戸建ての住宅又は同項の共同住宅等の金額の欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同項中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一户建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一户建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。
- 6 この表の3の項に定める金額は、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。

別表第16(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

項	事務		単位	金額	
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この表	判定等に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの	床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの	1件	166,200円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	269,000円
			床面積の合計が5,000	1件	351,100円



<p>において「判定」という。)又は第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この表において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。)に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この表において「消費性能基準」という。)に適合するか</p>	<p>平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>		
	<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	1件	421,900円
	<p>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	1件	495,000円
	<p>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p>	1件	641,100円
	<p>判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの</p>	1件	418,900円
	<p>床面積の合計</p>	1件	597,700円

<p>どうかの評価の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定(以下この表において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査</p>	<p>計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p>		
	<p>床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p>	1 件	736,200 円
	<p>床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p>	1 件	870,100 円
	<p>床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</p>	1 件	992,600 円
	<p>床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの</p>	1 件	1,237,700 円

				の		
	2	変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。)第11条に規定する書面の交付に対する審査	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がモデル建物法によるもの	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの	1件	135,100円
				変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	176,200円

				変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	211,600円
				変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル	1件	248,100円

				未満のもの		
				変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のも	1件	321,100円
				変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの	1件	299,500円
				変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		

				変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	368,700円
				変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル	1件	435,700円

				未満のもの		
				変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	496,900円
				変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	619,500円

	3	法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）の評価方法（建築物	認定等の申請に係る建築物が非住宅建築物（住宅（人の居住の用にのみ供する建築物（共用部分を含む。）以下この表において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。）	認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円
		は法第31条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）	（住宅（人の居住の用にのみ供する建築物（共用部分を含む。）以下この表において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。）	適合すると認められたもの	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	30,700円
		エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）	（住宅（人の居住の用にのみ供する建築物（共用部分を含む。）以下この表において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。）	適合すると認められたもの	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	91,600円
		エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）	（住宅（人の居住の用にのみ供する建築物（共用部分を含む。）以下この表において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。）	適合すると認められたもの	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	144,900円
		エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）	（住宅（人の居住の用にのみ供する建築物（共用部分を含む。）以下この表において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。）	適合すると認められたもの	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未	1件	182,900円



		エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。)が法第30条第1項各号に掲げる基準(以下この表において「性能向上基準」という。)に適	認定等に係る評価方法がその他のもの	モデル建物法によるもの	満のもの		
					床面積の合計が 25,000 平方メートル以上	1 件	228,600 円
					50,000 平方メートル未満のもの		
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	319,900 円
					床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	99,200 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	166,200 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未	1 件	269,000 円

		合するか どうかの 評価の方 法をい う。以下 この項か ら第9項 までにお いて同 じ。)が当 該建築物 エネルギ ー消費性 能向上計 画の直近 の法第29 条第1項 の認定若 しくは法 第31条 第1項の 変更の認 定(以下 この表に おいて 「認定 等」とい う。)に係 る評価方 法と同一			満のもの		
					床面積の合 計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方 メートル未 満のもの	1件	351,100 円
					床面積の合 計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方 メートル未 満のもの	1件	421,900 円
					床面積の合 計が 25,000 平方メー トル以上 50,000 平方 メートル未 満のもの	1件	495,000 円
					床面積の合 計が 50,000 平方メー トル以上のも の	1件	641,100 円
	その他 のもの	1件	259,000 円				

		でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査			未満のもの		
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	418,900 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	597,700 円
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	736,200 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	870,100 円
					床面積の合計	1 件	992,600 円

					計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方 メートル未 満のもの			
					床面積の合 計が 50,000 平方メートル以上のも の	1 件	1,237,700 円	
				認定等の 申請に係 る建築物 が一戸建 ての住宅	認定等に係る評価方法が登 録住宅性能評価機関等が性 能向上基準に適合すると認 めたもの	1 件	5,600 円	
					認定等に係る 評価方法がそ の他のもの	床面積の合 計が 200 平 方メートル 未満のもの	1 件	39,100 円
						床面積の合 計が 200 平 方メートル 以上のもの	1 件	43,700 円
				認定等の 申請に係 る建築物 が共同住 宅等（共 同住宅、 長屋その	認定等に係る 評価方法が登 録住宅性能評 価機関等が性 能向上基準に 適合すると認 めたもの	床面積の合 計が 300 平 方メートル 未満のもの	1 件	11,000 円
						床面積の合 計が 300 平 方メートル	1 件	23,200 円

			他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)		以上 2,000平方メートル未満のもの		
					床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	51,400 円
					床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	91,800 円
					床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	147,700 円
					床面積の合計が 25,000平方メートル以上 50,000 平方メートル未	1 件	223,500 円

					満のもの		
					床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	339,400 円
				認定等に係る評価方法がその他のもの	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	78,700 円
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件	131,200 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	223,400 円
					床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未	1 件	320,100 円

				満のもの		
				床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	630,100 円
				床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	1,114,700 円
				床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	2,048,600 円
4	法第 30 条第 2 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)	附表 1 の左欄及び中欄	の規定による申出に対する審査	に掲げる事務	1 件	同表の右欄に定める金額
5	法第 30 条第 2 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)	附表 2 の左欄及び中欄	の規定による申出(建築基準法第 6 条第 1 項の申請を行う場合に、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合判定を要するものに	に掲げる事務	1 件	同表の右欄に定める金額

			限る。)(当該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事から委任を受けた構造計算適合性判定機関(当該機関が無い場合には大阪府知事)が同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書又はその写しの提出がない場合に限る。)に対する審査			
	6	法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)に対する審査	附表3の左欄及び中欄に掲げる事務	1件	同表の右欄に定める金額	
	7	法第31条第1項の規定による変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費	変更の認定に係る建築物が非住宅建築物 変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	1件	6,100円	
		変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費	変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	16,000円	



				積の合計が 300 平方メ ートル以上 2,000 平方 メートル未 満のもの		
		性能向上 計画の評 価方法が 当該建築 物エネル ギー消費 性能向上 計画の直 近の認定 等に係る 評価方法 と同一で ない場合 又は認定 等に係る 建築物の 部分の床 面積の合 計の増加 を含む場 合に係る ものを除 く。)に対 する審査		変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	46,400 円
				変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 5,000 平方 メートル以 上 10,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	73,100 円
				変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が	1 件	92,100 円

					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの		
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	114,900 円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	160,600 円
				変更の認定に係る評価方法がその他	モデル建物法によるもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件 50,200 円

				の も の	変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 300 平方メ ートル以上 2,000 平方 メートル未 満のもの	1 件	83,700 円
					変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	135,100 円
					変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 5,000 平方 メートル以 上 10,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	176,200 円
					変更の認定	1 件	211,600 円

					の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	248,100円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	321,100円
				その他 のもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面	1件	130,100円

					積の合計が 300 平方メ ートル未満 のもの		
					変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 300 平方メ ートル以上 2,000 平方 メートル未 満のもの	1 件	210,000 円
					変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	299,500 円
					変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 5,000 平方 メートル以	1 件	368,700 円

						上 10,000 平方メートル未満のもの		
						変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	435,700 円
						変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	496,900 円
						変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	619,500 円

			変更の認定の申請に係る建築物が一戸建ての住宅	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	1件	3,400円
			変更の認定に係る評価方法がその他のもの	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件	20,200円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件
			変更の認定の申請に係る建築物が共同住宅等	変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	1件	6,100円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件

					部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	26,300円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	46,800円
					変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が	1件	74,600円



					積の合計が 10,000 平方 メートル以 上 25,000 平 方メートル 未満のもの		
					変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 25,000 平方 メートル以 上 50,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	112,900 円
					変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 50,000 平方 メートル以 上のもの	1 件	171,300 円
				変更の認定に 係る評価方法 がその他のも の	変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 300 平方メ ートル未満	1 件	40,000 円

					のもの		
					変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 300 平方メ ートル以上 2,000 平方 メートル未 満のもの	1 件	66,200 円
					変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	112,300 円
					変更の認定 の申請に係 る建築物の 部分の床面 積の合計が 5,000 平方 メートル以 上 10,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	160,800 円

				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	315,800円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	558,400円
				変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	1,025,900円
	8	規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付	書面の交付を受けようとする建築物エネ	書面の交付を受けようとする建築	1件	91,600円

		<p>に係る軽微な変更(法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この表において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)に対する審査</p>	<p>ルギー消費性能向上計画の評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認められたもの</p>	<p>物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの</p>		
				<p>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	1件	144,900円
				<p>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以</p>	1件	182,900円

				上 25,000 平方メートル未満のもの			
				書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	228,600 円	
				書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件	319,900 円	
			書面の交付を受け	モデル建築物法によるもの	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以	1 件	269,000 円

			よう とす る建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画の 評価 方法 がそ の他 のも の	外の用途に 供する部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートル未 満のもの		
				書面の交付 を受けよう とする建築 物の住宅以 外の用途に 供する部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの	1件	351,100円
				書面の交付 を受けよう とする建築 物の住宅以 外の用途に 供する部分 の床面積の 合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平	1件	421,900円

					方メートル未満のもの		
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	495,000円
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	641,100円
				その他	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に	1件	597,700円
				のもの			

					供する部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートル未 満のもの		
					書面の交付 を受けよう とする建築 物の住宅以 外の用途に 供する部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの	1件	736,200円
					書面の交付 を受けよう とする建築 物の住宅以 外の用途に 供する部分 の床面積の 合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル	1件	870,100円



				未満のもの		
				書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	992,600円
				書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	1,237,700円
9	規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が登	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分	1件	46,400円

		<p>上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)に対する審査</p>	<p>録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認められたもの</p>	<p>の床面積の合計が5,000平方メートル未満のもの</p>		
				<p>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	1件	73,100円
				<p>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	1件	92,100円

				書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件	114,900円
				書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	160,600円
			書面の交付を受けようとする建	モデル建物法によるもの	1件	135,100円

			建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画の 評価 方法がそ の他 のもの	合計が 5,000平方 メートル未 満のもの		
				書面の交付 を受けよう とする建築 物の住宅以 外の用途に 供する部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの	1件	176,200円
				書面の交付 を受けよう とする建築 物の住宅以 外の用途に 供する部分 の床面積の 合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	1件	211,600円
				書面の交付	1件	248,100円

					を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	321,100円
				その他	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が	1件	299,500円
				のもの			

					5,000 平方メートル未満のもの		
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	1 件	368,700 円
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	1 件	435,700 円
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000 平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	1 件	496,900 円

					とする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		
					書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	619,500円
10	法第36条第1項の規定による認定の申請に対する審査	認定の申請をしようとする建築物が非住宅建築物	認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は適合判定通知書等により消費	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	11,000円	
				認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	30,700円	

				性能基準に適合することが確認できるもの	の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件	91,600 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	144,900 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以	1 件	182,900 円



					上 25,000 平方メートル未満のもの			
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件	228,600 円	
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上	1 件	319,900 円	
				認定に係る評価方法がその他のもの	モデル建物法によるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	99,200 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル	1 件	166,200 円	

						ル以上 2,000平方 メートル未 満のもの		
						認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの	1件	269,000円
						認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの	1件	351,100円
						認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	1件	421,900円

					認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 25,000 平方 メートル以 上 50,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	495,000 円
					認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 50,000 平方 メートル以 上	1 件	641,100 円
				その他 のもの	認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 300 平方メー ル未満の もの	1 件	259,000 円
					認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 300 平方メー ル 以 上 2,000 平方 メートル未	1 件	418,900 円

						満のもの		
						認定の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	597,700円
						認定の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件	736,200円
						認定の申請に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件	870,100円
						認定の申請に係る部分の床面積の	1件	992,600円

						合計が 25,000平方 メートル以 上50,000平 方メートル 未満のもの			
						認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 50,000平方 メートル以 上のもの	1件	1,237,700円	
					認定の申 請をしよ うとする 建築物が 一戸建て の住宅	認定に係る評価方法が登録 住宅性能評価機関等が消費 性能基準に適合すると認め たもの又は建設住宅性能評 価書により消費性能基準に 適合することが確認できる もの	1件	5,600円	
					認定 に係 る評 価方 法が その 他の もの	仕様基 準によ るもの	認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が200 平方メート ル未満のも の	1件	20,100円
						認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が200	1件	21,600円	

					平方メートル以上のもの		
				その他のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	1 件	39,100 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	1 件	43,700 円
			認定の申請をしようとする建築物が共同住宅等	認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	1 件	11,000 円
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	1 件	23,100 円

					メートル未 満のもの		
					認定の申請 に係る部分 の床面積の 合 計 が 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	51,300 円
					認定の申請 に係る部分 の床面積の 合 計 が 5,000 平方 メートル以 上 10,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	91,600 円
					認定の申請 に係る部分 の床面積の 合 計 が 10,000 平方 メートル以 上 25,000 平 方メートル 未満のもの	1 件	147,200 円
					認定の申請 に係る部分	1 件	222,500 円

					の床面積の 合 計 が 25,000 平方 メートル以 上 50,000 平 方メートル 未満のもの			
					認定の申請 に係る部分 の床面積の 合 計 が 50,000 平方 メートル以 上のもの	1 件	337,400 円	
				認定 に係 る評 価方 法が その 他の もの	仕様基 準によ るもの	認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 300 平方メート ル未満のも の	1 件	37,600 円
					認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 300 平方メート ル 以 上 2,000 平方 メートル未 満のもの	1 件	65,000 円	
					認定の申請	1 件	117,500 円	



						に係る部分 の床面積の 合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの		
						認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの	1件	177,600円
						認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	1件	326,000円
						認定の申請 に係る部分 の床面積の 合計が 25,000平方	1件	551,300円

						メートル以上50,000平方メートル未満のもの		
						認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	966,800円
					その他 のもの	認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	78,700円
						認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	131,200円
						認定の申請に係る部分の床面積の合計が	1件	223,300円

						2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		
						認定の申請に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件	319,900 円
						認定の申請に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件	629,700 円
						認定の申請に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル	1 件	1,113,700 円

					未満のもの		
					認定の申請に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件	2,046,600円
11	法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は法第36条第2項の認定を受けたことを証する書面の交付					1通	2,000円
備考							
<p>1 この表の1の項において「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>2 この表の1の項、2の項及び10の項において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第1条第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。</p> <p>3 この表の1の項から3の項まで及び7の項から10の項までにおいて、床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。</p> <p>4 この表の3の項において「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p>							

- 5 この表の3の項及び7の項から10の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)
  - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。)
  - (3) 複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この表において同じ。)に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
- 6 この表の3の項及び7の項から9の項までにおいて「モデル建物法」とは、省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。
- 7 この表の3の項及び7の項から10の項までにおいて、申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、同項の非住宅建築物の金額の欄に定める金額に、同項の一戸建ての住宅又は同項の共同住宅等の金額の欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同項中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。
- 8 この表の5の項に定める金額は、認定の申請ごとに3,300円を加えた額とする。
- 9 この表の10の項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。
    - ア 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第

別表第 14 省略  
 別表第 15 省略  
 別表第 16 省略

7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下この表において「検査済証」という。)

イ 規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

(2) 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。

(3) 「仕様基準」とは、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。

別表第 17 省略

別表第 18 省略

別表第 19 省略

附表 1

申出に係る確認の手数料表(別表第14、別表第15、別表第16関係)

項	事務	単位	金額
1	床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件	33,000円
2	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件	44,000円
3	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件	60,000円
4	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件	87,000円
5	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件	116,000円
6	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件	275,000円

7	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	1 件	470,000 円
8	床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるの もの	1 件	730,000 円

備考

- 1 この表中の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。
- 2 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。
  - (1) 建築物(建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。)の建築(建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。以下この表及び次表において同じ。)をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
  - (2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に 0.1 を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。
    - ア 既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この表において「確認済証の交付」という。)を受けたものである場合
    - イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の 20 分の 1 以下であり、かつ、50 平方メートル以下である増築で、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)
  - (3) 大規模の修繕(建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下この表及び次表において同じ。)又は大規模の模様替(建築基準法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以

下この表及び次表において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この号において、「当該修繕等」という。)に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積とする。

(4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成15年条例第34号)別表附表1の備考1第4号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)に0.5を乗じて得た面積とする。

3 建築物が建築基準法第86条の8第1項又は第3項の規定により認定を受けたものである場合にあっては、備考2に定める面積に0.5を乗じて得た面積を床面積の合計とする。

4 この表は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用するものとし、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下附表3において同じ。)により申出を行う場合においては、それぞれこの表に定める額から2,000円を減じた額とする。

附表2

申出に係る構造計算適合性判定の手数料表(別表第14、別表第15、別表第16関係)

項	事務	単位	金額
1	床面積の合計が200平方メートル以下のもの	1件	97,600円
		1件	128,900円
2	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件	110,200円



		メートル以下のもの	構造計算の方法が大 臣認定プログラム以 外の方法	1件	154,000円
	3	床面積の合計が500平方 メートルを超え1,000平 方メートル以下のもの	構造計算の方法が大 臣認定プログラム	1件	122,800円
			構造計算の方法が大 臣認定プログラム以 外の方法	1件	179,100円
	4	床面積の合計が1,000平 方メートルを超え2,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大 臣認定プログラム	1件	135,300円
			構造計算の方法が大 臣認定プログラム以 外の方法	1件	204,300円
	5	床面積の合計が2,000平 方メートルを超え10,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大 臣認定プログラム	1件	153,600円
			構造計算の方法が大 臣認定プログラム以 外の方法	1件	244,100円
	6	床面積の合計が10,000平 方メートルを超え50,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大 臣認定プログラム	1件	193,600円
			構造計算の方法が大 臣認定プログラム以 外の方法	1件	324,200円
	7	床面積の合計が50,000平 方メートルを超えるもの の	構造計算の方法が大 臣認定プログラム	1件	327,400円
			構造計算の方法が大 臣認定プログラム以 外の方法	1件	595,500円
備考					
1 この表中の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令におけ					

る用語の意義によるものとする。

2 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に準じた審査に係る1の建築物ごと(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。)の床面積の合計をいう。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又は建築基準法第18条の2第1項の規定により委任を受けた構造計算適合性判定機関(当該機関が無い場合には大阪府知事)が同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、当該構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

附表3

申出に係る昇降機の確認の手数料表(別表第14、別表第15、別表第16関係)

項	事務	単位	金額
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合	1件	21,000円
2	確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	1件	13,000円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合	1件	11,000円
4	確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	1件	9,000円

備考

1 この表中の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令における用語の意義によるものとする。

2 この表に定める額は、1 の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

3 この表は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用するものとし、磁気ディスク等により申出を行う場合においては、それぞれこの表に定める額から 2,000 円を減じた額とする。